

公益社団法人秦野市シルバー人材センター理事及び監事の選任に関する規程

(平成7年12月21日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター定款第22条第1項に規定する理事及び監事の選任について必要な事項を定める。

(選出区分)

第2条 理事は、次の各号に定める区分から当該各号に定める人数を選出するものとする。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 秦野商工会議所 1名
- (4) 社会福祉に関係ある学識経験者及び行政機関 1名
- (5) 秦野市シルバー人材センター事務局長 1名
- (6) 秦野市シルバー人材センター正会員 16名以内

2 監事は、次の各号に定める区分から当該各号に定める人数を選出するものとする。

- (1) 行政機関 1名
- (2) 秦野市シルバー人材センター正会員 1名

(委 任)

第3条 この規程に定めるもののほか、理事及び監事の選任に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(経過措置)

1 この規程の施行の際、現に理事及び監事である者は、この規程により選任された理事及び監事とみなす。

(施行期日)

2 この規程は、平成7年12月21日から施行する。

附 則 (平成16年3月10日議案第14号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日議案第 11 号）

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 21 日議案第 3 号）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 12 日議案第 15 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日議案第 12 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 19 日議案第 23 号）

この規程は、平成 30 年 1 月 19 日から施行し、平成 30 年第 50 回定時総会の終結時から適用する。

附 則（平成 30 年 5 月 15 日議案第 4 号）

この規程は、平成 30 年 5 月 15 日から施行し、平成 30 年第 50 回定時総会の終結時から適用する。

